

昭和村 出産・子育て応援助成事業

昭和村では、令和5年2月より妊娠期から出産・子育てまで安心して過ごせるよう、相談支援と経済的支援を併せた「出産・子育て応援助成事業」を下記の内容で実施することになりました。この助成を受けるには、妊娠届出時・妊娠8ヶ月前後・出産後にアンケートの回答や村の保健師等と面談をする必要があります。

《 支給対象者 》

■ 出産応援助成金

村内在住者のうち、令和4年4月1日以降に出産または妊娠届出をした方

■ 子育て応援助成金

村内在住者のうち、令和4年4月1日以降に生まれた新生児の養育者

《 支給額 》

■ 出産応援助成金 : 妊婦1人あたり5万円

■ 子育て応援助成金 : 新生児1人あたり5万円



《 申請方法・流れ 》

妊娠届出	母子健康手帳と妊娠中や出産に関する資料を配布し説明をします。 あなたの「支援プラン」を作成し、出産までの流れを保健師等と一緒に確認をします。また、これから支援させていただくために必要なお話を伺います。 この面談を行った上で、「 出産応援助成金 」の申請書をお渡しします。
妊娠後期 相談	妊娠8ヶ月前後で、プレママ広場のご案内と一緒にアンケートを送付します。 ご希望に応じて、個別相談を実施します。 相談希望の有無にかかわらず、アンケートは必ず返信してください。
赤ちゃん 訪問	生後4ヶ月までの間に、保健師等がご自宅に訪問します。 どんなに些細なことでも構いませんので、気になることをお話しください。 また、赤ちゃんの体重測定をおこなって一緒に成長を確認します。 その後、利用できるサービスについてもご案内します。 この訪問をおこなった上で、「 子育て応援助成金 」の申請書をお渡しします。

《 お問い合わせ先 》

昭和村子育て世代包括支援センター（昭和村保健センター内）

TEL 24 - 5142

受付時間：月～金曜日（土日祝日・年末年始を除く） 9時～17時

昭和村 出産・子育て応援助成事業 Q&A

Q. この事業は、何をやるのですか？

A. この事業は、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるように、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ「伴走型の相談支援」を充実し、「経済的支援」を一体として実施するものです。

Q. 伴走型相談支援とは？

A. すべての妊婦及び主に0～2歳の乳幼児を養育する子育て世帯に、必要に応じて面談等の継続的な相談支援を行います。

Q. 経済的支援とは？

A. 妊娠届出時に面談後、申請により給付する「出産応援助成金（妊婦に対し5万円給付）」と、赤ちゃん訪問実施後、申請により給付する「子育て応援助成金（児一人に対し5万円給付）」があります。経過措置として、令和4年4月1日以降に妊娠届出をした妊婦、または令和4年4月1日以降に出生した児を養育する方も支援の対象になります。

Q. 助成金の申請には何が必要ですか？

A. 「申請書」、「アンケート」、「申請者の身分証明書（写し）」、「振込口座の分かる通帳やキャッシュカードの写し」が必要です。

Q. 近々、昭和村外へ転出予定の場合、申請手続きはどうすればいいですか？

A. 円滑に相談支援を受けられるよう、転出先市町村で交付事業を受けることをおすすめします。ただし、昭和村に申請することも可能です。

